



「台風12号災害」において被災した近畿地方における TEC-FORCE 活動報告会を開催しました！！

飯豊山系砂防事務所では、さきの「台風第12号災害」において TEC-FORCE（緊急災害対策支援隊）として近畿地方整備局管内の奈良県野迫川村北股地先の河道閉塞箇所派遣した職員による活動報告会及び、本年5月に一部改正された土砂法^{※1}に関する説明会を開催しました。

本報告会は、今回発生した土砂ダムの被災状況及び対策工法等について関係機関と情報共有し、今後、当該地域において突発的に土砂ダムが発生した場合においても、迅速に関係機関と連携して対応を図ることを目的として開催し、当日は管内関係機関の16名の方々に参加して頂きました。

本年は、東北地方太平洋沖地震をはじめ、新潟・福島豪雨など全国各地で災害が頻発しています。引き続き、このような機会を設けるなど、日頃より関係機関との情報共有、連携の強化を図っていきたいと考えております。

1. 開催概要

日 時：10月27日（木） 14:00～16:00

場 所：関川村文化交流センター「の～む」

内 容：①土砂災害防止法の改正について
②土砂災害防止法に基づく緊急調査について
③TEC-FORCE 活動報告

2. 参加機関

飯豊山系砂防事務所、村上地域振興局、新発田市、新発田市、胎内市、村上市、関川村

※1 正式名称：「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようと平成13年4月1日より施行された法律であります。

